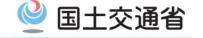
建築基準法上の倉庫及び車庫の防火に係る規定の概要

令和4年10月6日 国土交通省住宅局



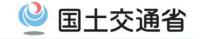


構造 規定

- 畜舎等については、基礎の深さの規定は適用しない
- 畜舎等については、幅厚比及び径厚比の規定は適用しない
- B構造畜舎については、短期許容応力度に材料強度等の数値を用いることとする

防火 規定

○ 3,000㎡を超える木造畜舎等については、①渡り廊下によって3,000㎡以内ごとに隔て、②延焼防止上有効な空地を確保し、③定期的な消火訓練等を行う場合には、耐火構造等とすることを求めない



耐火建築物(法第2条第九号の二)

- 主要構造部 (壁、柱、床、はり、屋根、階段)
 - ⇒ 耐火構造とすること。 (通常の火災が終了するまでの間、 建築物の倒壊及び延焼を防止する ために必要な構造とすること。)
- ※ 個別の建築物について、告示に定められた耐火性能検証法又は高度 な検証法(大臣認定が必要)で検証する方法も別途規定。



例:鉄筋コンクリート造

耐火性能

1~3時間の加熱に対する 非損傷性、遮熱性、遮炎性が確保されて いること

準耐火建築物(法第2条第九号の三)

○ 主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段)⇒ 準耐火構造とすること。(通常の火災による延焼を抑制するために必要な構造とすること。)

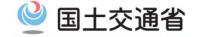


例:木造

準耐火性能

加熱開始後45~60分間の加熱中の 非損傷性、遮熱性、遮炎性が確保されて いること

建築物の規模に応じた耐火要求(法第21条)



○ 大規模な木造建築物等については、火災の際の周囲への危険性が大きいことから、「高さ又は階数」及び「延べ面積」に応じ、下表のとおり防火上の構造制限を課している。

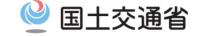
目的	対象規模	措置の内容
火災時の倒壊による周 囲への加害防止	高さ13m超 スは階数4以上 ※周囲に延焼防止上有効な空地を有する建築物を除く ※倉庫や自動車車庫等以外の用途に供する建築物に あっては高さ16m超	<u>耐火構造</u> 等
大規模な火災の発生による周囲への加害防止	延べ面積3,000㎡超	<u>耐火構造</u> 等

建築物の用途に応じた耐火要求(法第27条)



○建築物の用途の分類ごとに、その規模や階数等によって、耐火建築物や準耐火建築物とすることを義務付けており、倉庫や自動車車庫などの火災荷重の大きな用途や、危険物を扱う施設については、下表のとおり防火上の構造制限を課している。

目的	対象用途	対象規模	措置の内容
在館者の避難で安全性の確保及び周囲への延焼防止	倉庫	当該用途に供する3階以上の部分の床面積 の合計が200㎡以上のもの	耐火建築物
	<u>/ (日) </u>	当該用途に供する部分の 床面積の合計が1,500㎡以上のもの	<u>準耐火建築物</u>
	自動車車庫、 自動車修理工場等	3階以上の階を当該用途に供するもの	耐火建築物
		当該用途に供する部分の 床面積の合計が150㎡以上のもの	<u>準耐火建築物</u>
	危険物を扱う施設	規定の危険物の数量の限度を超えるもの	準耐火建築物
		例)火薬の貯蔵所:20 t 以上	1 11037 (702717)



○延べ面積が1,000㎡を超える建築物について、耐火建築物や準耐火建築物である場合等を除き、火災時の延焼の急拡大を防止する観点から、1,000㎡毎に防火上有効な構造の防火壁等で区画することを要求している。

延べ面積2,000㎡の例

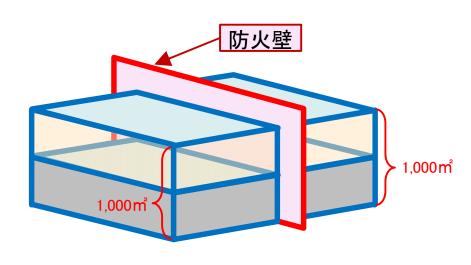
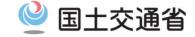


図:防火壁の設置イメージ

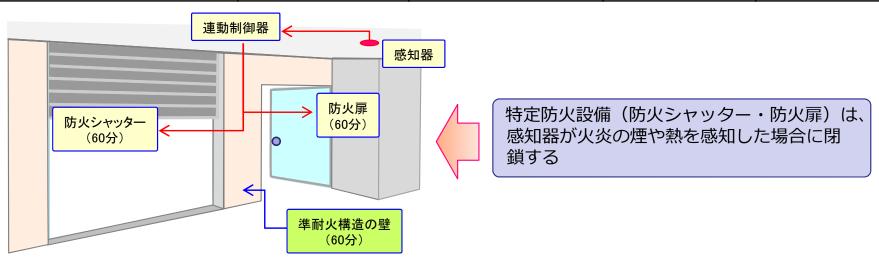


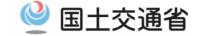
図:防火壁の設置例



- 火災が発生した場合に、建築物内の他の部分に延焼することを防止することは、避難活動 及び消防活動の安全性を確保する観点で極めて有効。
- 具体的には、一定の面積ごとに防火区画を設けることで、火災を局部的なものに止めることとしている(面積区画)。
- 区画すべき面積は、建築物の構造やスプリンクラー(SP)の有無に応じて定められている。

主要構造部の構造	区画すべき面積		防火区画の方法	
工文情色的沙特色	SPなし	SPあり	床・壁	開口部
耐火構造	1,500㎡ごと	3,000㎡ごと	準耐火構造 (60分)	特定防火設備 (60分)
準耐火構造(60分以上)等	1,000㎡ごと	2,000㎡ごと	(33)	(33)
準耐火構造(60分未満)等	500㎡ごと	1,000㎡ごと		





○ 頻繁な出火の防止を図るとともに、初期火災の成長を遅延させ、火災が拡大しても有害な煙・ガスの発生を少なくすることで在館者の避難安全の確保を図るため、壁や天井に用いる内装材料を制限。

目的	対象用途	措置の内容
在館者の避難安全性の確保	自動車車庫・修理工場等	<u>準不燃材料</u>
	火気使用室(住宅以外)	準不燃材料

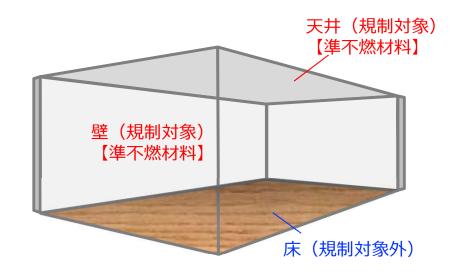


図:規制適用のイメージ